

総務省の基本方針(別表2・別表3)と 厚生労働省の認定基準・要領の比較

【厚生年金保険】

厚生年金における特定事案の基準と総合認定の基準との関係

1. 特定事案の基準

- 特定事案の基準は、年金事務所段階での訂正処理基準と同じ基準となっている。

厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領		年金事務所段階における訂正処理基準・要領
第2章 特定事案の基準・要領		第3章 厚生年金保険に係る年金事務所段階における訂正処理基準・要領
第1 軍歴証明書がある事案	=	第6 軍歴証明書がある事案に係る訂正処理基準・要領
第2 厚生年金特例法施行規則第1条又は第22条に規定する場合	=	第4章 厚生年金特例法施行規則第1条又は第22条に規定する場合の要領

※ 厚生年金に係る年金事務所段階での訂正処理基準は、総務省年金記録確認第三者委員会における審議結果等を踏まえ、厚生労働省が定めたものとなっている。

- したがって、特定事案の基準に該当すれば、年金事務所段階で訂正可能であるが、年金事務所段階での訂正に同意されない請求者については、地方厚生(支)局長が訂正決定をすることとなる。

2. 総合認定の基準

- 特定事案の基準に該当しなければ、総合認定の基準により、認定する。

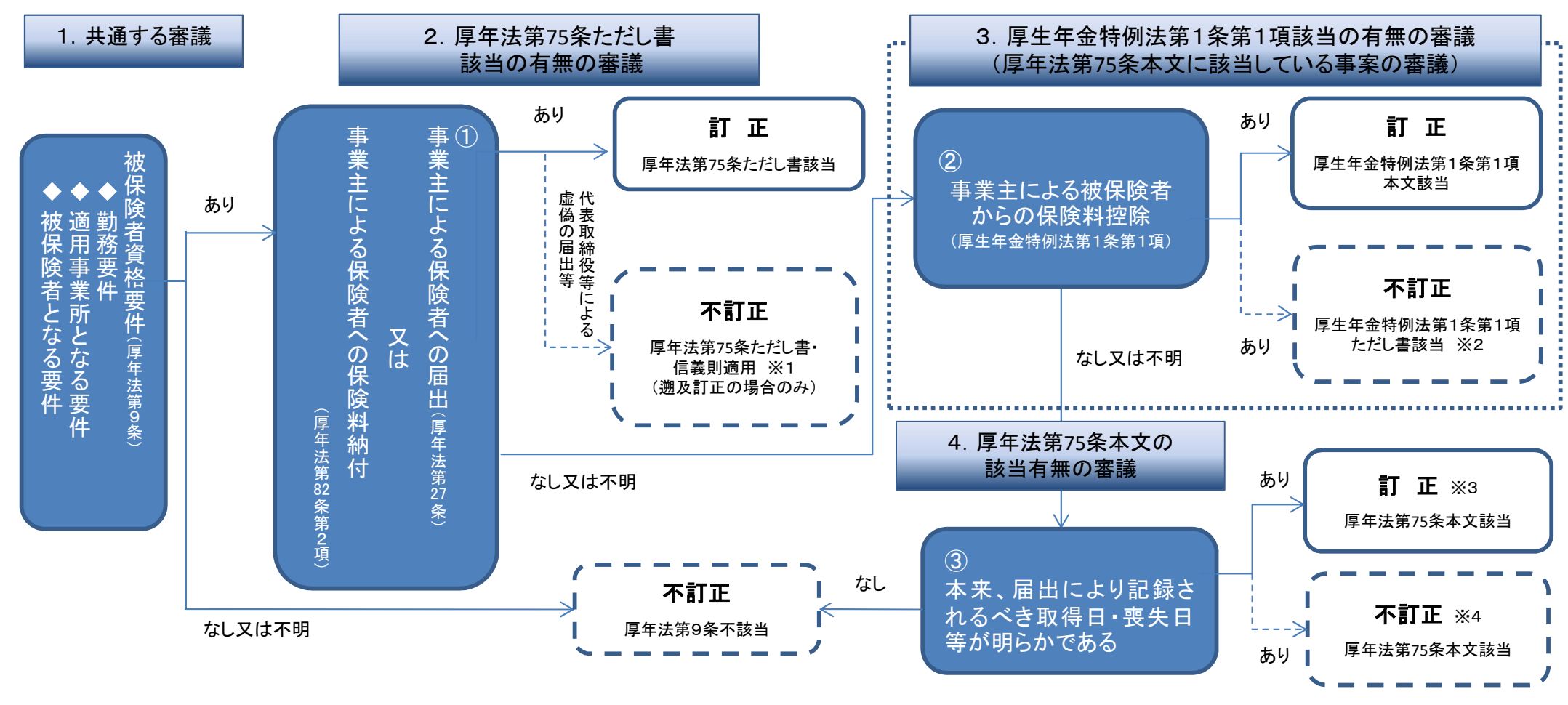
③厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(案)の概要

〔認定基準1～4:厚生年金保険法第75条の規定の対象となっている事案〕

請求期間当時、被保険者又は被保険者資格要件を満たす者であり、以下①から③までのいずれかの要件に該当する場合は、訂正請求に対して記録の訂正を認める。

- ① 事業主等による保険者への届出又は保険料納付があった
- ② 事業主による被保険者からの保険料控除があった(①に該当する場合を除く。)
- ③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかである(①又は②に該当する場合を除く。)

(厚生年金保険法による記録訂正の要否審議の手順)



③厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(案)の概要

※1・・・信義則該当

遡及訂正処理が行われている場合、請求者が代表取締役等として事業所の債務縮減のための遡及訂正につながる虚偽の届出又は同意を行ったことが認められるものについては、たとえ遡及訂正前の届出に基づく記録が事実即ち正しいものであっても、自らの行為による遡及訂正処理に対して無効を主張することは信義則上許されず、よって訂正を認めない。

※2・・・厚生年金特例法第1条第1項ただし書該当

保険料控除があったことが確認できる場合、請求者が社会保険事務の権限を有し、事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り又は知り得る状態であったと認められるもの(厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当するもの)については、たとえ保険料控除が行われていたとしても、実態と異なることを知りながら虚偽の届出を行っていたことにより、モラルハザードの観点から、訂正を認めない。

※3・・・厚生年金保険法第75条本文該当による訂正

厚生年金保険法第75条本文該当の被保険者期間として記録されていないため、新たに厚生年金保険法第75条本文該当の被保険者期間として記録の訂正(追加)を認める。

※4・・・厚生年金保険法第75条本文該当による不訂正

既に厚生年金保険法第75条本文該当の被保険者期間として記録されているため訂正を認めない。

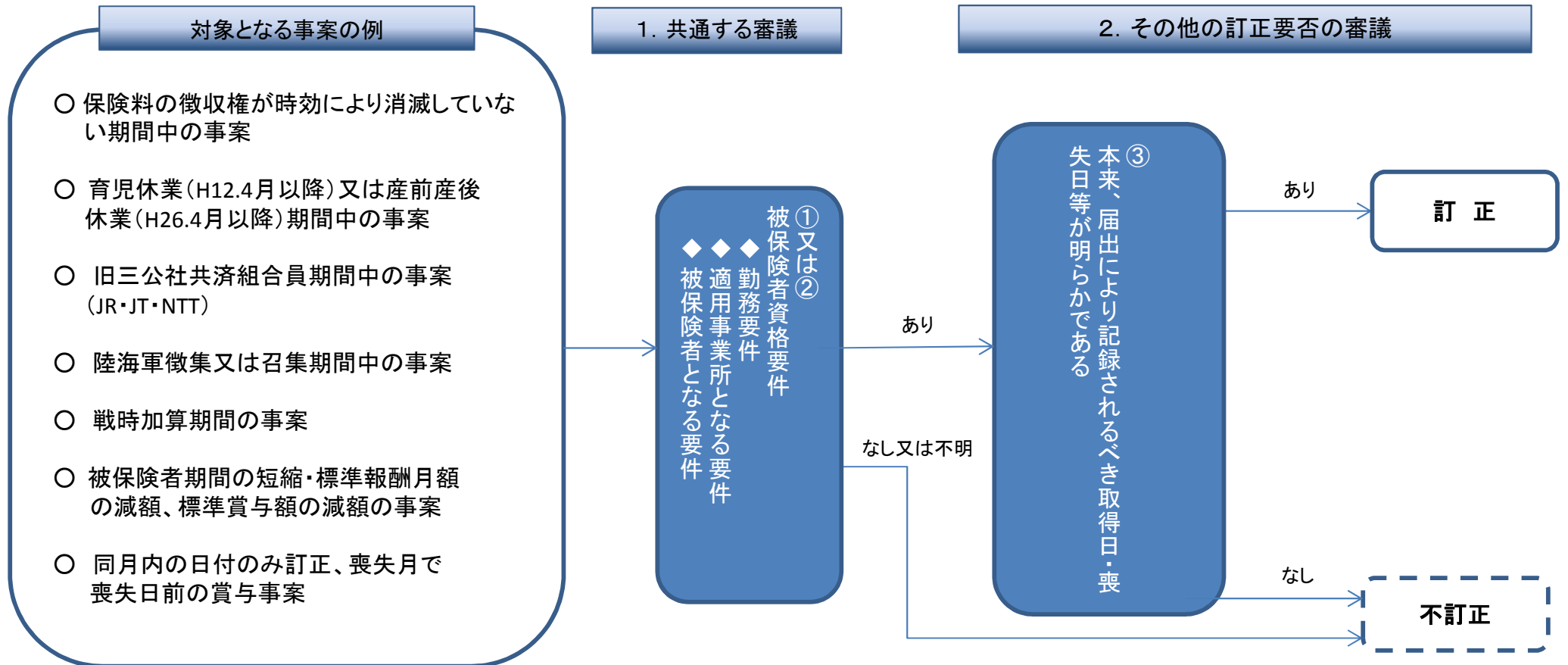
③厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(案)の概要

【認定基準5:厚生年金保険法第75条や、厚生年金特例法の対象とならない事案】

対象となる事案のうち、以下の①及び③(被保険者期間の短縮事案の場合は②及び③)のいずれの要件にも該当する場合は、訂正請求に対して記録の訂正を認める。

- ① 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていた
- ② 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていなかった
- ③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかである

(厚生年金保険法による記録訂正の可否審議の手順)



総務省の基本方針の別表3と厚生労働省の認定基準・要領(厚生年金)の第3章の比較

厚生年金事案の認定に当たって、

- 総務省の別表3で例示されている類型は、「加入期間の相違」及び「標準報酬月額等の相違」となっているが、実際は他の類型もあるため、認定基準・要領に追加して記載している。
- 総務省の別表3で例示されている申立てを認める要件は、「届出をしていたこと」及び「保険料が控除されていたこと」となっているが、実際は他の要件も含めて判断を行っているため、認定基準・要領に追加して記載している。(※が追加した要件)

総務省の基本方針

○ 別表3 基本的に申立てを認める方向で検討するもの <類型>

加入期間の相違 全部記録なし(適用事業所あり)
標準報酬月額等の相違



厚生労働省の認定基準・要領(厚生年金)

○ 第3章 総合認定の基準(第1から第5までの基準)

第1 厚生年金保険の被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案の基準
第2 厚生年金保険の標準報酬月額の相違事案の基準
第3 厚生年金保険の標準賞与額の相違又は標準賞与額の記録がない事案の基準
第4 厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違事案の基準
第5 その他の厚生年金事案の基準

(別表3)基本的に申立てを認める方向で検討するもの 厚生年金(脱退手当金を除く。)	
加入期間の相違 全部記録なし (適用事業所あり) 標準報酬月額等 の相違	○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪又は標準報酬月額等に係る届出をしていたと認める方向で検討するもの (他の関連資料又は周辺事情から、事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪等の届出をしていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。) 別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・ (省略) ・ ・ ○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたと認める方向で検討するもの (他の関連資料又は周辺事情から、保険料が控除されていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。) 別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・ (省略) ・ ・

○[被保険者資格要件]※ 請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合	ののび第 要基第1 件準4及
○[厚年法第75条ただし書該当による訂正要件:届出要件・保険料の納付要件] 事業主又は被保険者等により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した届出又は保険料の納付が行われていたと判断できる場合	第 1 か ら 第 4 ま で の 基 準 の 要 件
○[厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正要件:保険料の控除要件] 事業主により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料の控除が行われていたと判断できる場合	
○[厚年法第75条本文該当による訂正要件]※ 本来、届出により記録されるべき請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合	
① 次のアに該当し、かつ、イ又はウのいずれかに該当する場合[信義則適用の要件]※ ア 請求期間を含む被保険者の資格の取得・喪失等に係る記録について、不適正な遡及訂正等の処理が行われていた場合 イ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合 ウ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出に關与していたと判断できる場合	第 5 要 件 基 準
② 厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当する場合※	
○[被保険者資格要件]※ ・ 請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合 ・ 請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる場合	
○[その他の厚生年金事案の訂正要件]※ 本来、届出により記録されるべき請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合	

※ 新たに要件を設定

総務省の基本方針の別表2及び別表3と厚生労働省の認定基準・要領(厚生年金)の第3章及び第4章の比較

総務省の基本方針(別表2及び別表3)	厚生労働省の認定基準・要領(厚生年金)
<p>年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針(別表3)</p> <p>厚生年金(脱退手当金を除く。)</p> <p>加入期間の相違</p> <p>全部記録なし(適用事業所あり)</p> <p>標準報酬月額等の相違</p> <p style="background-color: yellow;">○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪又は標準報酬月額等に係る届出をしていたと認める方向で検討するもの</p> <p>(他の関連資料又は周辺事情から、事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪等の届出をしていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。)</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するものうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で適切な資格得喪、標準報酬月額等に係る届出書等が確認できるもの ・申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る届出が行われていたことが確認できるもの(旧社会保険事務所(年金事務所)への届出書と当該関連制度への届出書に一体性があると確認できる場合に限る。) ・事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る保険料が納付されたことが確認できるもの ・さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できるもの ・申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額等の改定の記録がある場合等、申立人に係る国(厚生労働省)の記録から、旧社会保険事務所(年金事務所)が処理を誤ったと考えられる事実が確認できるもの <p style="background-color: pink;">○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたと認める方向で検討するもの</p> <p>(他の関連資料又は周辺事情から、保険料が控除されていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。)</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するものうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの ・健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの 	<p style="text-align: center;">第3章 総合認定の基準 (省略)</p> <p>第1 厚生年金保険の被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案の基準</p> <p>請求者から、被保険者期間の全部又は一部が厚生年金記録に記録されていないとして、被保険者資格の取得又は喪失の年月日の訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚年基準1-1(厚年法第75条ただし書該当による訂正)</p> <p>○ 次の①及び②のいずれにも該当する場合(❶に該当する場合を除く。)</p> <p>(注) 当該訂正に係る期間は、厚年法第75条本文を適用しないものとする。</p> <p>厚年基準1-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正)</p> <p>○ 次の①及び③のいずれにも該当する場合(❷に該当する場合を除く。)</p> <p>厚年基準1-3(厚年法第75条本文該当による訂正)</p> <p>○ 次の①及び④のいずれにも該当する場合</p> </div> <p>次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。</p> <p>① 請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合</p> <p style="background-color: yellow;">② 事業主又は被保険者により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した届出又は保険料の納付が行われていたと判断できる場合</p> <p style="background-color: pink;">③ 事業主により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料の控除が行われていたと判断できる場合</p> <p>④ 本来、届出により記録されるべき請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合</p> <p>次の❶及び❷の事項については、その他の関連資料及び周辺事情から判断する。</p> <p>❶ 次のアに該当し、かつ、イ又はウのいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 請求期間を含む被保険者の資格の取得・喪失に係る記録について、不適正な遡及訂正等の処理が行われていた場合 イ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合 ウ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合 <p>❷ 厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当する場合</p>
	<p>第2 厚生年金保険の標準報酬月額等の相違事案の基準</p> <p>請求者から、被保険者期間中に事業所から支払いを受けた報酬額に基づく標準報酬月額と厚生年金記録の標準報酬月額が相違しているとして、標準報酬月額の訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚年基準2-1(厚年法第75条ただし書該当による訂正)</p> <p>○ 次の①に該当する場合(❶に該当する場合を除く。)</p> <p>(注) 当該訂正に係る期間は、厚年法第75条本文を適用しないものとする。</p> <p>厚年基準2-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正)</p> <p>○ 次の②に該当する場合(❷に該当する場合を除く。)</p> <p>厚年基準2-3(厚年法第75条本文該当による訂正)</p> <p>○ 次の③に該当する場合</p> </div> <p>次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。</p> <p style="background-color: yellow;">① 事業主により、請求期間の標準報酬月額に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した届出又は保険料の納付が行われていたと判断できる場合</p>

総務省の基本方針(別表2及び別表3)	厚生労働省の認定基準・要領(厚生年金)
<p>・同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できるもの</p>	<p>② 事業主により、請求期間の標準報酬月額に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料の控除が行われていたと判断できる場合</p> <p>③ 本来、届出により記録されるべき請求期間の標準報酬月額に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する報酬額が明らかであると判断できる場合</p> <p>次の①及び②の事項については、その他の関連資料及び周辺事情から判断する。</p> <p>① 次のアに該当し、かつ、イ又はウに該当する場合</p> <p>ア 請求期間を含む標準報酬月額に係る記録について、不適正な遡及訂正等の処理が行われていた場合</p> <p>イ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合</p> <p>ウ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合</p> <p>② 厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当する場合</p> <p>第3 厚生年金保険の標準賞与額の相違又は標準賞与額の記録がない事案の基準</p> <p>請求者から、総報酬制実施(平成15年4月)以降の被保険者期間中に事業所から支払いを受けた賞与額に基づく標準賞与額と厚生年金記録の標準賞与額が相違している、又は、事業所から支払いを受けた賞与額に基づく標準賞与額が厚生年金記録に記録されていないとして、標準賞与額の訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。</p> <p>厚年基準3-1(厚年法第75条ただし書該当による訂正)</p> <p>○ 次の①に該当する場合(①に該当する場合を除く。)</p> <p>(注) 当該訂正に係る期間は、厚年法第75条本文を適用しないものとする。</p> <p>厚年基準3-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正)</p> <p>○ 次の②に該当する場合(②に該当する場合を除く。)</p> <p>厚年基準3-3(厚年法第75条本文該当による訂正)</p> <p>○ 次の③に該当する場合</p> <p>次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。</p> <p>① 事業主により、請求期間の標準賞与額に対応した届出又は保険料の納付が行われていたと判断できる場合</p> <p>② 事業主により、請求期間の標準賞与額に対応した保険料の控除が行われていたと判断できる場合</p> <p>③ 本来、届出により記録されるべき請求期間の標準賞与額に対応する賞与支払日及び賞与支払額が明らかであると判断できる場合</p> <p>次の①及び②の事項については、その他の関連資料及び周辺事情から判断する。</p> <p>① 次のアに該当し、かつ、イ又はウのいずれかに該当する場合</p> <p>ア 標準賞与額に係る記録について、不適正な遡及訂正等の処理が行われていた場合</p> <p>イ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合</p> <p>ウ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合</p> <p>② 厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当する場合</p> <p>第4 厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違事案の基準</p> <p>請求者から、被保険者期間中の実態(一般、坑内員、船員、任意継続)と厚生年金記録の被保険者種別が相違している、又は、厚生年金基金加入の実態と厚生年金記録の基金加入員か否かの区別が相違しているとして、被保険者種別又は厚生年金基金加入員であるか否かの区別の訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。</p> <p>厚年基準4-1(厚年法第75条ただし書該当による訂正)</p> <p>○ 被保険者種別は次の①及び②のいずれにも該当する場合、厚生年金基金加入員か否かの区別は②に該当する場合(①に該当する場合を除く。)</p>

(注) 当該訂正に係る期間は、厚年法第 75 条本文を適用しないものとする。

厚年基準4-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正)

○ 被保険者種別は次の①及び③のいずれにも該当する場合、厚生年金基金加入員か否かの区別は③に該当する場合(②に該当する場合を除く。)

厚年基準4-3(厚年法第 75 条本文該当による訂正)

○ 次の④に該当する場合

次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。

① 請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合

② 事業主又は被保険者等により、請求期間の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した届出又は保険料の納付が行われていたと判断できる場合

③ 事業主により、請求期間の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料の控除が行われていたと判断できる場合

④ 本来、届出により記録されるべき請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別が明らかであると判断できる場合

次の①及び②の事項については、その他の関連資料及び周辺事情から判断する。

① 次のアに該当し、イ又はウのいずれかに該当する場合

ア 請求期間を含む記録について、不適正な遡及訂正等の処理が行われていた場合

イ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の代表取締役(事業主)であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出を行った又は当該処理を行うことに同意していたと判断できる場合

ウ 請求期間当時、請求者が請求対象となる事業所の厚生年金保険に係る事務について権限を有していた又は当該事務の執行に当たっていた取締役等であり、かつ、不適正な遡及訂正等の処理の原因となる虚偽の届出に関与していたと判断できる場合

② 厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当する場合

第5 その他の厚生年金事案の基準

請求者から、被保険者期間・標準報酬月額・標準賞与額が相違しているとして訂正請求があり、次に該当する場合は厚生年金記録の訂正を行う。

厚年基準 5(厚年法(その他)該当による訂正)

○ 厚年法第 75 条や厚生年金特例法の対象とならない事案で、次の①及び③(被保険者期間の短縮事案の場合は、②及び③)のいずれにも該当する場合

(対象となる事案の例)

・保険料徴収権の時効消滅前の期間中の事案

・育児休業(平成 12 年4月以降)又は産前産後休業(平成 26 年4月以降)期間中の事案

・旧三公社共済組合員期間中の事案(JR・JT・NTT)

・陸海軍徴集又は召集期間中の事案

・戦時加算期間の事案

・被保険者期間の短縮・標準報酬月額の減額、標準賞与額の減額の事案

・同一月内の日付のみ訂正、喪失月で喪失日前の賞与事案

次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。

① 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合

② 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる場合

③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合

第4章 総合認定の基準の要領

第1節 要件ごとの事情評価

(省略)

第1 第3章第1から第4までの基準に係る事案についての事情評価

1 共通する審議[被保険者資格要件](第3章第1の①、第4の①、第5の①・②の要件)

(省略)

(1) 事業所への勤務要件

(省略)

ア 積極的な事情の例

(ア) 事業所に勤務していた場合(勤務期間が特定できる)

請求期間において、勤務先事業所で使用され勤務していることが雇用保険記録等により確認又は推認できる。

(イ) 事業所に勤務していた場合(勤務期間が特定できない)

請求期間当時、期間は特定できないが、請求者が勤務先事業所で勤務していたことが従業員の供述等からうかがえる。

(注) 勤務していた期間が特定できない場合は、他の判断要素とあわせて、別途総合判断が必要

(ウ) 事業所に在籍していた場合(在籍期間が特定できる)

i 請求期間は、勤務先事業所での育児休業期間、産前産後期間、陸海軍に徴集又は召集されていた期間であるが、請求期間中も在籍していたことが在籍証明書等により確認又は推認できる。

ii 請求期間は、病気休職中、一時帰休中等の期間であるが、在籍していたことが出勤簿等により確認又は推認できる。

(注) 被保険者資格の取扱いや休職等の実態等、他の判断要素とあわせて、別途総合判断が必要

(エ) 被保険者となる要件を満たす勤務実態がある場合(勤務期間が特定できる)

請求期間当時、勤務先事業所で被保険者となる要件を満たす勤務実態(事業主の元で使用され、労働の対償として賃金を受け取っている。勤務時間・勤務日数など、常用的雇用関係が認められるような勤務形態がある等)があった期間が賃金台帳等により確認又は推認できる。

(オ) 請求者が主張する被保険者種別に相当する勤務内容であった場合

請求期間当時、勤務先事業所における勤務内容が、請求者の主張する被保険者種別に相当するものであったことが人事記録等により確認又は推認できる。

イ 消極的な事情の例

(ア) 事業所に勤務していなかった場合

請求期間当時、請求者が勤務先事業所で勤務していなかったことが事業主の供述等から確認又は推認できる。

(イ) 事業所に勤務していたか不明の場合

請求期間当時、勤務していたことがうかがえる関連資料や周辺事情が得られず、勤務していたか不明である。

(ウ) 被保険者となる要件を満たす勤務実態がない場合

請求期間当時、勤務先事業所での勤務実態が被保険者となる要件を満たしていなかった(勤務時間、勤務日数などが少ない等)ことが雇用契約書等により確認又は推認できる。

(エ) 請求者が主張する被保険者種別に相当する勤務内容ではない場合

請求期間当時、勤務先事業所における勤務内容が請求者の主張する被保険者種別と異なるものであることが人事記録等により確認又は推認できる。

(オ) 請求者が主張する被保険者種別に相当する勤務内容が不明の場合

請求期間当時、勤務先事業所における勤務内容がうかがえる関連資料や周辺事情が得られず、勤務内容が不明である。

ウ 留意事項

(省略)

(2) 適用事業所となる要件

(省略)

ア 積極的な事情の例

- (ア) 適用事業所の記録がある場合
請求期間において、勤務先事業所に適用事業所としての記録があることが事業所名簿等により確認できる。
- (イ) 適用事業所としての要件を満たしている場合
請求期間において、勤務先事業所に適用事業所としての記録はないが厚年法上の適用事業所としての要件を満たしていることが商業登記簿の謄本等により確認又は推認できる。
(注) 厚生年金特例法第1条第1項の「厚年法第 27 条に規定する事業主」とは、「適用事業所(同法第6条第1項・第3項)の事業主又は任意単独被保険者となる同意をした事業主(同法第 10 条第2項)」であり、適用事業所に該当しながら、適用の届出を行っていない事業主に使用されていた者は、厚生年金特例法の対象となり得る。
- イ 消極的な事情の例
 - (ア) 適用事業所としての要件を満たしていない場合
請求期間において、勤務先事業所に適用事業所としての記録がなく、厚年法上の適用事業所としての要件を満たしていないこと※が事業主の供述等により推認できる。
※ 非適用業種の事業所、人数要件を満たさない事業所、外地の事業所、外国船籍の船舶等
 - (イ) 適用事業所としての要件を満たしていたか否か不明である場合
請求期間において、勤務先事業所に適用事業所の記録がなく、適用事業所としての要件を満たしていたか否かについて、関連資料や周辺事情が得られず、適用事業所としての要件を満たしていたか不明である。
- ウ 留意事項
(省略)
- (3) 被保険者となる要件**
(省略)
- ア 積極的な事情の例
 - (ア) 事業所に勤務し、被保険者要件を満たす場合(一般)
上記(1)の評価結果で積極的な事情があり、請求期間当時の年齢、勤務形態、勤務内容(職種)等から、厚年法第9条の被保険者となる要件を満たしていた。
 - (イ) 事業所に勤務し、被保険者要件を満たす場合(高齢任意加入)
上記(1)の評価結果で積極的な事情があり、請求期間当時、厚年法附則第4条の3、附則第4条の5の被保険者となる要件を満たしていた、かつ、被保険者が資格取得の届出を行っていた(厚生年金保険への加入の意思表示をしていた)。
 - (ウ) 事業所に勤務し、被保険者要件を満たす場合(任意単独)
上記(1)の評価結果で積極的な事情があり、請求期間当時、厚年法第 10 条の被保険者となる要件を満たしていた、かつ、被保険者が資格取得の届出を行っていた(加入の意思表示をしていた)。
 - (エ) 任意継続被保険者(第四種被保険者)の要件を満たす場合
昭和 60 年改正法附則第 43 条の被保険者となる要件を満たしていた、かつ、被保険者自身が資格取得の届出を行っていた。
- イ 消極的な事情の例
 - (ア) 被保険者となれない場合
厚年法第 12 条(適用除外)に該当する者であった。
 - (イ) 被保険者要件を満たしていない場合
厚年法第9条、附則第4条の3、附則第4条の5、第 10 条又は昭和 60 年改正法附則第 43 条の被保険者となる要件を満たしていなかった※。
※ 70 歳(平成 14 年3月までは 65 歳)以上の者、個人事業所の事業主、高齢任意加入では 70 歳(平成 14 年3月までは 65 歳)未満の者等
- ウ 留意事項
(省略)
- (4) 3要件をあわせた評価について**
(省略)

総務省の基本方針(別表2及び別表3)	厚生労働省の認定基準・要領(厚生年金)
<p>(別表2) この表に掲げる関連資料及び周辺事情は例示であり、個別事案に応じて、考慮すべき他の関連資料及び周辺事情が加わることがあり得る。</p> <p>厚生年金(脱退手当金を除く。) 加入期間の相違 全部記録なし(適用事業所あり)(注1) ○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。 (肯定的な関連資料の例) 【A】・事業所で適切な資格得喪に係る届出書等が確認できる。 【B】・申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立期間に係る届出が行われていたことが確認できる。 【C】・事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立人に係る保険料が納付されたことが確認できる。 (肯定的な周辺事情の例) 【D】・委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立期間に対応する資格得喪が確認できる。 【E】・申立期間に近接する時期において、国(厚生労働省)の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。 【F】・さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 【G】・申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額の変定の記録がある場合等、申立人に係る国(厚生労働省)の記録から、旧社会保険事務所(年金事務所)が処理を誤ったと考えられる事実が確認できる。</p> <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたか。 (肯定的な関連資料の例) 【H】・給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。 (肯定的な周辺事情の例) 【I】・健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録において、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 【J】・申立期間において保険料が控除されていたとする事業主、同僚等の証言がある。 【K】・申立人と同時期に入社し、同種の業務を行っていた同僚に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 【L】・申立期間に勤務していた同僚のおおむね全員に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 【M】・事業主、同僚の証言等により、申立人の勤務形態及び業務内容は勤務期間中変更がないことが確認できる。</p>	<p>2 厚年法第75条ただし書該当の審議 (1) 事業主等による届出[届出要件](第3章第1の②、第2の①、第3の①、第4の②の要件) (省略) ア 積極的な事情の例 【F・O・V】(ア) <u>事業所全喪後の不適正な遡及訂正等の処理である場合</u> 事業所が全喪した日以降に遡及して標準報酬月額又は資格喪失日に係る記録訂正が行われており、訂正後の記録が事実即した記録となっていない。 【F・O・V】(イ) <u>事業所現存中の不適正な遡及訂正等の処理である場合</u> 事業所が現存中に遡及して標準報酬月額又は資格喪失日に係る記録訂正が行われており、訂正後の記録が事実即した記録となっていない。 (ウ) <u>記録管理に不備がある場合</u> 次の例のように、請求期間当時、事業主から届出はされていたと考えられるが、記録内容が届出どおり適切に記録されていない。 【A・Q】・事業主や委託先の社会保険労務士等が保管している被保険者資格の取得・喪失確認通知書、標準報酬月額決定・改定通知書等により、請求内容どおりに届出していることが、確認できる。 【D・T】・事業主や委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により請求期間に対応する資格の取得日・喪失日・標準報酬月額等が確認できる(被保険者台帳等の記載内容どおりの届出が行われたと推認できる場合に限る。) 【B・R】・健康保険又は厚生年金基金の記録により、請求に係る届出が行われていたことがうかがえる(厚生年金保険の届出と当該関連制度への届出に一体性があると推認できる場合に限る。) 【E・U】・複数の厚生年金記録(オンライン記録と被保険者台帳・被保険者名簿・被保険者原票等)の間に不備や矛盾があり、いずれかの記録が事実即している、又は、いずれも事実即した記録となっていない(請求期間に近接する時期に厚生年金記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある等)。 【G】・個別の厚生年金記録(被保険者台帳・被保険者名簿・被保険者原票)の記載内容に不備や矛盾があり、事実即した記録となっていない(資格喪失日の後に標準報酬月額の変定の記録がある等)。 ・基礎年金番号に統合されていない請求者のものと考えられる記録が存在している。 (エ) <u>任意加入者が請求内容に係る届出を行っている場合</u> 届書や通知等により、請求内容どおりに届出していることが確認できる。 (オ) <u>震災・風水害により記録が消失・滅失している場合</u> 勤務していた実態等から届出されていたことがうかがえる。 (事業主がその届出を行った後に焼失・滅失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情が見当たらない。) イ 消極的な事情の例 (ア) <u>遡及訂正の処理が事実即した処理である場合</u> 事業主が、事務処理の誤りにより、被保険者となる要件を満たしていない者の資格取得手続きを行ったため、遡及して資格取得を取り消す届出を行った等、厚生労働大臣が記録を遡及して訂正する合理的な理由がある。 (イ) <u>届出誤りや漏れを認めている場合</u> 事業主又は請求者への照会に対し、請求内容に係る届出について、届出内容を誤った又は届出していなかった旨の回答がある。 (ウ) <u>関連制度の記録が厚生年金の記録と同様である場合</u> 雇用保険、厚生年金基金、健康保険組合員等の関連制度の記録が厚生年金保険と同様の記録となっている。 (エ) <u>事業主しか知り得ない情報に即した記録となっている場合</u> 事業主しか知り得ない情報(取得日や喪失日が、発令日や配属日となっている等)と一致した記録となっている。 (オ) <u>届出されていることがうかがえる事情がない場合</u> 関連資料や周辺事情が得られず、届出されていたか否か不明である。 (2) 事業主等による保険料納付[保険料の納付要件](第3章第1の②、第2の①、第3の①、第4の②の要件)</p>

総務省の基本方針(別表2及び別表3)	厚生労働省の認定基準・要領(厚生年金)
<p>【N】・同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できる。</p>	<p>(省略)</p> <p>ア 積極的な事情の例</p> <p>【C・S】 <u>関連資料等がある場合</u> 請求内容どおりに保険料納付していることが、事業主等が保管している領収証書、口座振替の記録等※により確認できる。</p>
<p>全部記録なし(適用事業所なし)(注2)</p> <p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <p>【O】・さかのぼって事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。</p>	<p>※ 領収証書等に記載された事業所の保険料納付額は、事業所の納付目的年月単位の額であるため、請求者1人の保険料納付額は確認できない。この事業所の保険料納付額が、請求者の請求に係る資格記録を含む全被保険者の記録から保険料納付額を試算した結果と一致する等の事情がある場合に、積極的な事情と評価することができる。</p> <p>イ 消極的な事情の例</p> <p>(ア) <u>保険料を納付する者が納付していなかったことを認めている場合</u> 事業主又は被保険者が請求期間当時、保険料を納付していなかった旨の回答がある。</p> <p>(イ) <u>届出誤りを認めている場合</u> 請求内容に係る保険料納付について、事業主又は被保険者が請求期間当時、届出を誤った旨の事業主回答がある等、請求内容とは異なり事実とも相違する内容で届出していたことが認められる場合は、請求内容に係る届出が行われていないため、その届出に基づき納入告知される保険料も納付されていなかった。</p>
<p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除され、かつ、当該事業所が適用要件を満たしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <p>【P】・給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。</p>	<p>(ウ) <u>関連制度の記録が厚生年金の記録と同様である場合</u> 請求内容に係る保険料納付について、雇用保険、厚生年金基金、健康保険組合員等の関連制度の記録が厚生年金記録と同様の記録である等、届出が誤っていたとは考え難い場合は、請求内容に係る届出が行われていないため、その届出に基づき納入告知される保険料も納付されていなかった。</p> <p>(エ) <u>事業主しか知り得ない情報に即した記録となっている場合</u> 請求内容に係る保険料納付について、事業主しか知り得ない情報※に即した記録となっている場合は、請求内容に係る届出がされていたとは考え難いため、その届出に基づき納入告知される保険料も納付されていなかった。</p> <p>※ 資格取得日・資格喪失日がそれぞれ発令日、配属日とされている等</p>
<p>標準報酬月額等の相違(注3)</p> <p>○ 事業主が、申立期間において、適切な標準報酬月額等に係る届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <p>【Q】・事業所で適切な標準報酬月額等に係る届出書等が確認できる。</p> <p>【R】・申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る標準報酬月額等の届出が行われていたことが確認できる。</p> <p>【S】・事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が納付されたことが確認できる。</p>	<p>(3) 代表取締役等の虚偽の届出等[信義則適用の要件](第3章第1から第4までの①の要件)</p> <p>(省略)</p> <p>ア 積極的な事情の例</p> <p>(ア) <u>代表取締役であったが虚偽の届出に関与していなかった場合</u> 破産手続開始後は、破産管財人が届出等を行っていることが関連資料等から確認でき、破産管財人が代表取締役はその手続きに関与していなかったと供述している。</p> <p>(イ) <u>取締役であったが厚生年金保険に係る事務に関与していなかった場合</u> 請求期間当時、請求者が取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認できるが、複数の従業員が請求者は厚生年金保険に係る事務に関係のない業務を担当する者であったと供述している。</p>
<p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <p>【T】・委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。</p> <p>【U】・申立期間に近接する時期において、国(厚生労働省)の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。</p> <p>【V】・さかのぼって従業員の標準報酬月額等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。</p>	<p>イ 消極的な事情の例</p> <p>(ア) <u>代表取締役が不適正な遡及訂正等の処理を行うことに同意していた場合</u> 請求期間当時、請求者が代表取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認でき、経理担当者が遡及して資格喪失日を事実と異なる日へ訂正する届出を行ったと供述している。</p> <p>(イ) <u>取締役が不適正な遡及訂正等の処理に関与していた場合</u> 請求期間当時、請求者が取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認でき、請求者が事実より低い報酬月額の届出を行ったと供述している。</p>
<p>○ 申立人が、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が控除されていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p>	<p>3 厚生年金特例法第1条第1項該当の審議</p> <p>(1) 事業主による被保険者からの保険料控除[保険料の控除要件](第3章第1の③、第2の②、第3の②、第4の③の要件)</p> <p>(省略)</p> <p>ア 積極的な事情の例</p>

総務省の基本方針(別表2及び別表3)	厚生労働省の認定基準・要領(厚生年金)
<p>【W】・給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料控除が確認できる。</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <p>【X】・人事記録、事業主の証言等により、申立てに対応する給与額の支給等が確認できる。</p> <p>【Y】・健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申立てに対応する給与額の支給が確認できる。</p> <p>【Z】・同僚の給与明細書等により、当該同僚に標準報酬月額等に基づく保険料を上回る保険料の控除が確認できる。</p> <p>(注1) 当該事業所は適用事業所であるが、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国(厚生労働省)に全く残されていないケースである。</p> <p>(注2) 当該事業所は適用事業所の届出を行っておらず、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国(厚生労働省)に全く残されていないケースである。</p> <p>(注3) 当該申立人が申し立てる標準報酬月額等が国(厚生労働省)の年金記録と異なっているケースである。</p>	<p>【H・P・W】(ア) <u>保険料控除額が直接確認できる関連資料がある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等がある。 <p>(イ) <u>保険料控除額が推認できる周辺事情があり、保険料の控除が継続していたことがうかがえない消極的な事情がない場合</u></p> <p>【N・X】・請求者の請求期間に係る間接的な資料(人事記録等)がある(同一企業等における転勤又は異動に伴い、前後の適用事業所における資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、請求者が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できる、請求期間と請求期間の後の期間において正社員で、基本給・諸手当等の給与支給額が同額であることが確認でき、保険料の控除が継続していたことがうかがえる等)。</p> <p>【I・Y】・請求者の請求期間に係る関連する他制度の記録(厚生年金基金記録、健康保険組合の記録、雇用保険記録)がある。</p> <p>【K・Z】・請求者と勤務内容・勤務形態の同質性が高い従業員の請求期間に係る間接的な資料(給与明細書、賃金台帳等により保険料が控除されている、当該従業員の標準報酬月額の記録に基づく保険料を上回る保険料が控除されている等)や厚生年金記録等がある。</p> <p>【L】・請求期間に勤務していた従業員の概ね全員に、請求期間に対応した厚生年金記録がある。</p> <p>【J】・事業主、経理・社会保険事務担当者、社会保険労務士等の「請求者の請求期間に係る保険料を控除していた」等の供述がある。</p> <p>【M】・事業主、従業員等の「請求者の請求期間に係る勤務形態及び業務内容に変更がない」といった保険料控除をうかがわせる供述がある。</p> <p>イ 消極的な事情の例</p> <p>(ア) <u>保険料が控除されていなかったことが直接確認できる関連資料がある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等がある。 <p>(イ) <u>保険料が控除されていなかったことが推認できる周辺事情がある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料が控除されていなかった旨の供述がある。 ・事業所が試用期間や見習い期間中は厚生年金保険に加入させない取扱いであった等、保険料が控除されていなかったことをうかがわせる供述がある。 ・(取得日相違)取得日の記録と事業所の適用年月日が同日で、当該適用事業所となる届出が行われる前であったことが推認できる。 ・(喪失日相違・中抜け)事業所が適用事業所の要件に該当しなくなったことが確認又は推認できる。 ・(喪失日相違・中抜け)事業所が適用事業所の要件に該当しているが、事業主が適用事業所でなくなる届出を行い、かつ、当該届出がなされてからも事業主が保険料控除をしていた旨の供述等が得られない期間である。 ・(中抜け)請求者が一旦資格喪失していたことをうかがわせる供述がある。 ・(中抜け)請求者と同様に記録が中抜けとなっている従業員から保険料控除に関する積極的な供述が得られない。 ・(全部記録なし)請求者の意向により、厚生年金保険に加入させなかった等の供述が得られた。 ・(全部記録なし)供述等が得られない場合であって、請求者が挙げた勤務内容・勤務形態の同質性が高い従業員の中に厚生年金記録がない者がいる。 <p>(ウ) <u>保険料控除について関連資料や周辺事情が得られない場合</u></p> <p>(2) 厚生年金特例法第1条1項ただし書該当(第3章第1から第4までの②の要件)</p> <p>(省略)</p> <p>ア 積極的な事情の例</p> <p>(ア) <u>代表取締役であったが経理担当者の過失により届出が漏れていた場合</u></p> <p>請求期間当時、請求者が代表取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認できるが、経理担当者が届出漏れであったと供述している。</p> <p>(イ) <u>取締役であったが厚生年金保険に係る事務への関与がなかった場合</u></p> <p>請求期間当時、請求者が取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認できるが、請求者自身や従業員が請求者は厚生年金保険に係る事務に関与していなかったと供述している。</p> <p>イ 消極的な事情の例</p> <p>(ア) <u>代表取締役であり保険料納付義務を履行していないことを知りうる地位、役職の者であった場合</u></p> <p>請求期間当時、請求者が代表取締役であったことが商業登記簿の謄本等により確認でき、請求者自身が厚生年金保険に係る事務を行っていたと供述している。</p>

(イ) 請求者が虚偽の届出に対する職務上の関与又は影響力があった場合
請求者自身や従業員が請求者は厚生年金保険に係る事務に関与していたと供述している。

4 厚年法第 75 条本文該当の審議(第3章第1の④、第2の③、第3の③、第4の④の要件)

(省略)

(1) 積極的な事情の例

ア 被保険者期間の相違事案(喪失日)

人事記録により、正社員として勤務期間の離職日が明らかであり、給与明細書等の関連資料により、事業主から被保険者に支払われた請求期間の標準報酬月額算定の基礎となる期間に係る報酬額が確認できる。

イ 標準賞与額の記録がない事案

給与明細書等の関連資料により、事業主から被保険者に支払われた賞与支払年月日及び賞与支払額が確認できる。

(2) 消極的な事情の例

ア 被保険者期間の記録がない事案(全部記録なし)

在籍証明書により勤務期間が明らかであるが、給与明細書等の関連資料がなく、事業主から被保険者に支払われた請求期間の標準報酬月額の算定の基礎となる期間に係る報酬額が確認できない。

イ 標準報酬月額の相違事案

事業主から被保険者に支払われた請求期間の標準報酬月額算定の基礎となる期間に係る報酬額が確認できる給与明細書等の関連資料がない。

第2 第3章第5の基準に係る事案(その他の厚生年金事案)についての事情評価

(省略)

1 共通する審議[被保険者資格要件](第3章第5の①・②の要件)

(省略)

2 その他の訂正要否の審議(第3章第5の③の要件)

(省略)

(1) 保険料の徴収権が時効により消滅していない期間中の事案

(省略)

ア 積極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案や標準賞与額の記録がない事案

給与明細書等の関連資料により、事業主から被保険者に支払われた請求期間に係る報酬額や賞与支払額が確認又は推認できる。

イ 消極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案や標準賞与額の記録がない事案

事業主から被保険者に支払われた請求期間に係る報酬額や賞与支払額が確認又は推認できる関連資料が得られない。

・標準報酬月額の相違事案

給与明細書等の関連資料により、請求期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間において、請求者の主張する報酬額が事業主から支払われていないことが確認又は推認できる。(支払額に基づき算定した標準報酬月額が、記録されている標準報酬月額より高額とならない。)

(2) 育児休業(平成 12 年4月以降)又は産前産後休業(平成 26 年4月以降)期間中の事案

(省略)

ア 積極的な事情の例

・被保険者期間の相違事案(喪失日)

人事記録等の関連資料により、請求者の主張する日が離職日となっていることが確認できる。

- ・標準賞与額の相違又は記録がない事案
賞与支給明細書・源泉徴収簿等の関連資料により、請求期間に係る賞与支払額が確認できる。
- イ 消極的な事情の例
- ・標準賞与額の相違又は記録がない事案
請求期間に係る賞与支払額が確認又は推認できる関連資料や周辺事情が得られない。
- (3) 旧三公社共済組合員期間中の事案**
(省略)
- ア 積極的な事情の例
- ・被保険者期間の記録なしの事案(全部記録なし)
請求者の履歴カード等の関連資料及び共済組合の回答により、請求期間において組合員になる者であることが確認できる。
- イ 消極的な事情の例
- ・標準報酬月額相違事案
給与明細書等の関連資料により、現在の厚生年金記録の標準報酬月額に見合ったものであることが確認できる。
- (4) 被保険者期間中に陸海軍に徴集又は召集された期間がある場合の事案**
(省略)
- ア 積極的な事情の例
- ・被保険者期間の相違事案(喪失日)
都道府県の発行する履歴書等の関連資料により、被保険者資格取得後に陸軍へ召集されている期間が確認できるが、当該期間中に資格喪失した記録となっている。
- イ 消極的な事情の例
- ・被保険者資格を取得した後、喪失するまでの期間において、陸海軍への徴収・召集期間を確認できる関連資料が得られない。
- (5) 戦時加算期間の事案**
(省略)
- ア 積極的な事情の例
- ・請求者が記憶し、同僚が請求者と共に乗船勤務したと供述する船舶が船員保険戦時加算該当船舶名簿において、請求期間当時、戦時加算該当船舶とされていることが確認でき、かつ、請求期間において、請求者に当該船舶を所有する事業所における船員保険被保険者記録がある。
- イ 消極的な事情の例
- ・船員保険戦時加算該当船舶名簿において、戦時加算該当船舶であったことが確認できない。
- ・請求者が当時一緒に乗船勤務していたとする船長の船員保険被保険者記録により、請求者の記憶する船舶名は一致するが、この船長に戦時加算の記録は確認できない。
- (6) 被保険者期間の短縮、標準報酬月額の減額、標準賞与額の減額事案**
(省略)
- ア 積極的な事情の例
- ・被保険者期間の相違事案(喪失日)
人事記録等の関連資料により離職日(9月1日)が厚生年金記録の喪失日(10月1日)より前の日付であることが確認できるうえ、請求期間は、別の事業所で被保険者となっている。
- ・標準賞与額の相違事案
賞与支払届及び健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書により確認できる賞与支払額(50万円)が、賞与明細書により確認できる金額(5万円)と相違している。
- イ 消極的な事情の例
- ・被保険者期間の相違事案(喪失日)
健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険記録により、離職日(3月15日)と資格喪失日(3月16日)が整合してい

ることが確認できる。

・標準報酬月額の変遷事案

賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届等の関連資料により、請求者が主張する標準報酬月額へ改定されたのは、請求期間の直後であり、請求期間は、支払われた報酬額に基づく標準報酬月額と、厚生年金記録の標準報酬月額が一致しており、事実上即した届出が行われたことが推認できる。

(7) 同一月内の日付のみ訂正、喪失月で喪失日前の賞与事案

(省略)

ア 積極的な事情の例

・被保険者期間の変遷事案(喪失日)

人事記録等の関連資料から、資格喪失前と喪失後(請求期間)において、勤務形態や勤務部署の変動がなく、離職日まで継続して勤務していたことが確認できる。

・被保険者期間の変遷事案(転勤事案の取得日)

人事記録、雇用保険記録等の関連資料及び周辺事情から、支店間で異動しており、請求期間は異動先において勤務していた期間であることが確認できる。

イ 消極的な事情の例

・被保険者期間の変遷事案(喪失日)

人事記録等の関連資料から、離職日が確認でき、離職日の翌日に資格喪失した記録となっている。

第2節 訂正すべき事項等

(省略)